

地域のしあわせをみんなで築く

秋田市地域福祉計画

概要版





「福祉」とは「しあわせ」のこと
「地域福祉」とは「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」

では、「しあわせ」とはいったい何なのでしょう
それは、「心が満ち足りていること」です

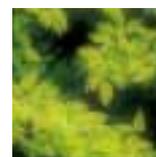
「福祉」とは「しあわせ」のこと
「地域福祉」とは「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」

みんなで、が大事
そう、「地域福祉」の主役は、わたしたちみんなです

自分たちの住むあきたのまちに、
そして、そこに暮らす人たちに、
みんなで、ほんのちょっとした思いやり・・・

みんなのちょっとした集まれば、
しあわせはさらに大きくふくらみます

人と人とのあたたかい関係、地域社会の絆を、
これからもずっとずっと大切にしていきたいものです



目次

はじめに	1
1 . 基本的な確認事項	2
2 . 社会状況の変化	3 ~ 4
3 . 社会福祉基礎構造改革	5 ~ 7
4 . 地域福祉計画とは	8 ~ 9
5 . 地域福祉計画の位置づけと計画期間	10
6 . 地域福祉計画の基本理念、基本方針へのアプローチ	11 ~ 12
7 . 基本理念、基本方針、施策の体系イメージ	13 ~ 14
8 . 市民アンケートの結果	15 ~ 16
9 . 地域福祉を推進するためのおもな施策	17 ~ 19
10 . 秋田市地域福祉計画のめざす方向性	20



はじめに



2004年は、佐竹義宣公が久保田城入城を果たし、秋田の地でまち割り（現代風にいえば都市計画）を手がけてからちょうど400年にあたります。

建都400年そして市民協働・地域分権元年

我が国では、少子・高齢化が世界に類を見ない速さで進行するとともに、都市化や核家族化などによって、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、社会にはたくさんの方の歪みが生じていますが、この要因のひとつとして、中央集権的な全国一律のルールや考え方が、多様化する時代にそぐわなくなったということがあげられます。

順調な経済成長の時代には、「サービスの拡大」は難しいことはありませんでした。しかし、いまは「ゼロ成長」、さらには「マイナス成長」の時代です。それにもかかわらず、「もっと、もっとサービスを」と叫び続けることは、多くの負担を将来世代へ回してしまう危険性をはらんでいます。

右肩上がりの経済成長が終わりを告げたことをしっかりと認識し、これからますます進展する少子・高齢社会を見据え、いまこそ「行政」と「地域」と「市民一人ひとり」が力を結集するときです。

そのための取り組みのひとつが「地域福祉の推進」であり「支え合い・助け合い」への不断の努力こそが、将来にわたって良好な地域関係・人間関係をつくりあげていく大きな力になると考えます。

ここに策定した「秋田市地域福祉計画」は、「地域福祉」という考え方についての「理念」を大切にしました。

したがって、これまでの各種の計画書のように、新しいサービスがいくつも羅列されるような計画書ではありません。つまり今回の計画策定はゴールではなく、あくまでもスタートであるということです。

まずは、「地域福祉」という考え方を、みんなでしっかりと共有することが最初の目標です。そして、進捗状況のチェックも、計画の見直しも、市民のみなさんの参加・参画によって「協働」作業を進めていきます。そのうえで、計画の内容を次第にグレードアップしていくことが、なにより大切だと考えています。

21世紀は地方の時代といわれています。河辺・雄和両町との合併も見据え、市民の「しあわせ」の実現と本市のさらなる飛躍に向けて、秋田市としても最大限の努力をしていきます。市民のみなさんも、この「秋田市地域福祉計画」の策定を契機として、市政や市民活動への積極的な参加・参画をお願い申し上げます。

市民協働

市民同士、また、市民と行政が対等の立場で、お互いが持つ資源や能力を活用して、共通の目的達成のために協力して活動すること。

地域分権

行政機能の本庁集中化による課題を解消して、都市としての一体性を保ちながら、市民の日常生活に密着した住民サービスは、市民に身近な地域で提供できるようにすること。さらには、住民自治の充実により、「地域の課題は地域で解決」できるような仕組みを構築していくこと。



1

基本的な確認事項

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する計画書です。

社会福祉法第107条は、社会福祉基礎構造改革の一環で、平成15年4月に施行されたばかりの条文のため、「地域福祉」という言葉そのものが、まだまだ市民生活に浸透しているとはいえません。したがって、計画の策定がゴールなのではなく、市民のみなさんと一緒にスタートをするということが、なにより大切だと考えます。

本計画では、まずは「地域福祉」という考え方をお知らせして、それをみんなで共有することを第一の目標とします。そして、ひとつひとつの積み重ねを大切にしながら、地域のしあわせをみんなで築いていけるような、「未来進行型」の計画書にしていきます。

そもそも「福祉」という言葉の意味は？

広辞苑によると

幸福

消極的には生命の救済、積極的には生命の繁栄とあります。

私たちは、「福祉」という言葉について、助けてあげるとか助けてもらうというような、の前段、消極的なほうの生命の救済と捉えがちではないでしょうか。しかし、には幸福とありますし、の後段でも、積極的には生命の繁栄とあります。

本計画では、積極的なイメージを大切に、「福祉」=「しあわせ」と考えることとします。

そして、「市民福祉」=「市民のしあわせ」という観点から、市民生活全般を視野に入れた計画づくりをしていくこととします。

次に「社会福祉」という言葉の意味は？

同じく広辞苑によると

「国民の生存権を保障するため、貧困者や保護を必要とする人々に対する、援護・育成・更生を図ろうとする公私の社会的努力を組織的に行うこと」とあります。

「国民の生存権を保障」とありますから、社会福祉の目的は、憲法第25条の「生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）」の具現化ということと考えられます。また、さきほど、「福祉」=「しあわせ」としましたので、憲法第13条の「幸福追求権（生命、自由および幸福追求に対する国民の権利）」についての確認も必要と考えられます。

そして、広辞苑にある、「公私の社会的努力」というところについては、公私だけではなく、地域（共）での支え合いもとても大切なことですので、本市では、「公・共・私の社会的努力」と考えることとします。

したがって、「社会福祉」=「しあわせな生活を実現し持続するために、個人や家庭では解決が難しい生活課題について、公的な制度（公）や、住民同士の相互扶助（共）また、住民一人ひとりの努力（私）によって、解決していこうとする取り組み」とすることとします。

2 社会状況の変化

「高齢化社会」から「高齢社会」へ

よく「高齢化社会」とか「高齢社会」ということを耳にしますが、これは、国際連合で定義されている世界共通のルールです。

「高齢化社会」 総人口に占める65歳以上の割合が7パーセントを超える社会

「高齢社会」 総人口に占める65歳以上の割合が14パーセントを超える社会

「高齢化社会」つまり高齢化しつつある社会から、本当の「高齢社会」になるまでは、長い年月がかかるのが一般的です。そうであれば、ゆっくりと理想的な福祉をつくり上げていくことができるでしょう。

下の表で確認できますが、「高齢化社会」から「高齢社会」までのスピードについては、実際、フランスでは130年、スウェーデンでは85年、イギリス・ドイツでは45年かかっています。アメリカはまだ高齢社会へと進行中で、予測では70年かかるとされています。

それが、日本では、24年しかかかっていません。この時間的な余裕のなさが、ヨーロッパの高齢者福祉対策は進んでいるのに、日本が遅れていると言われる大きな要因なのかもしれません。

高齢化の進展の国際比較

国名	65歳以上人口割合		7%から14%への期間
	7%到達年	14%到達年	
日本	1970年 (昭和45年)	1994年 (平成6年)	24年
イギリス	1930年	1975年	45年
ドイツ	1930年	1975年	45年
アメリカ	1945年	2015年	70年
スウェーデン	1890年	1975年	85年
フランス	1865年	1995年	130年

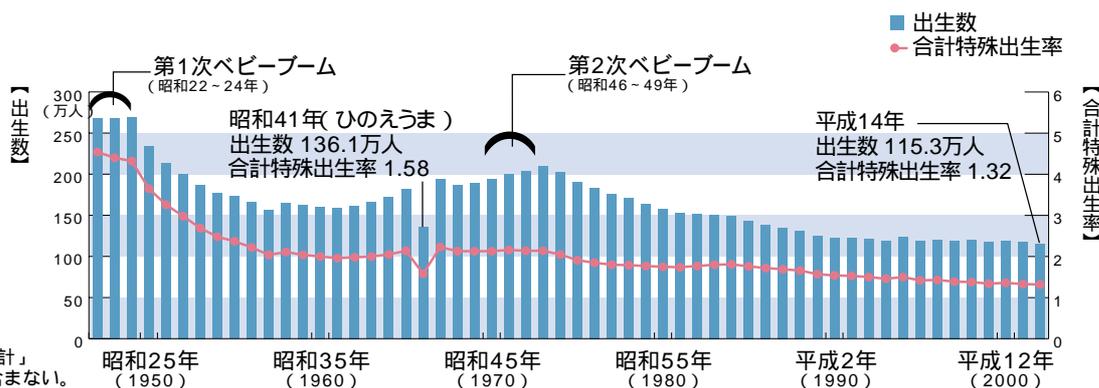
少子化の進行

さて、高齢化が進んでいく要因として、医学の進歩などによって平均寿命が延びたことは当然のことですが、日本の高齢化のスピードが著しく早いのは、ベビーブーム以降の極端な出生数の低下があったからです。

第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）以降、多産から少産へと出生数が激減します。その後、いったん回復の兆しを見せますが、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）の翌年以降、出生数はまたもや下降します。

しかも、昭和60年以降はさらにその傾向は顕著で、昭和41年のひのえうまの出生数を下回り、現在もその傾向は続いています。

出生数の推移と合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」
注）昭和47年以前は沖縄県を含まない。

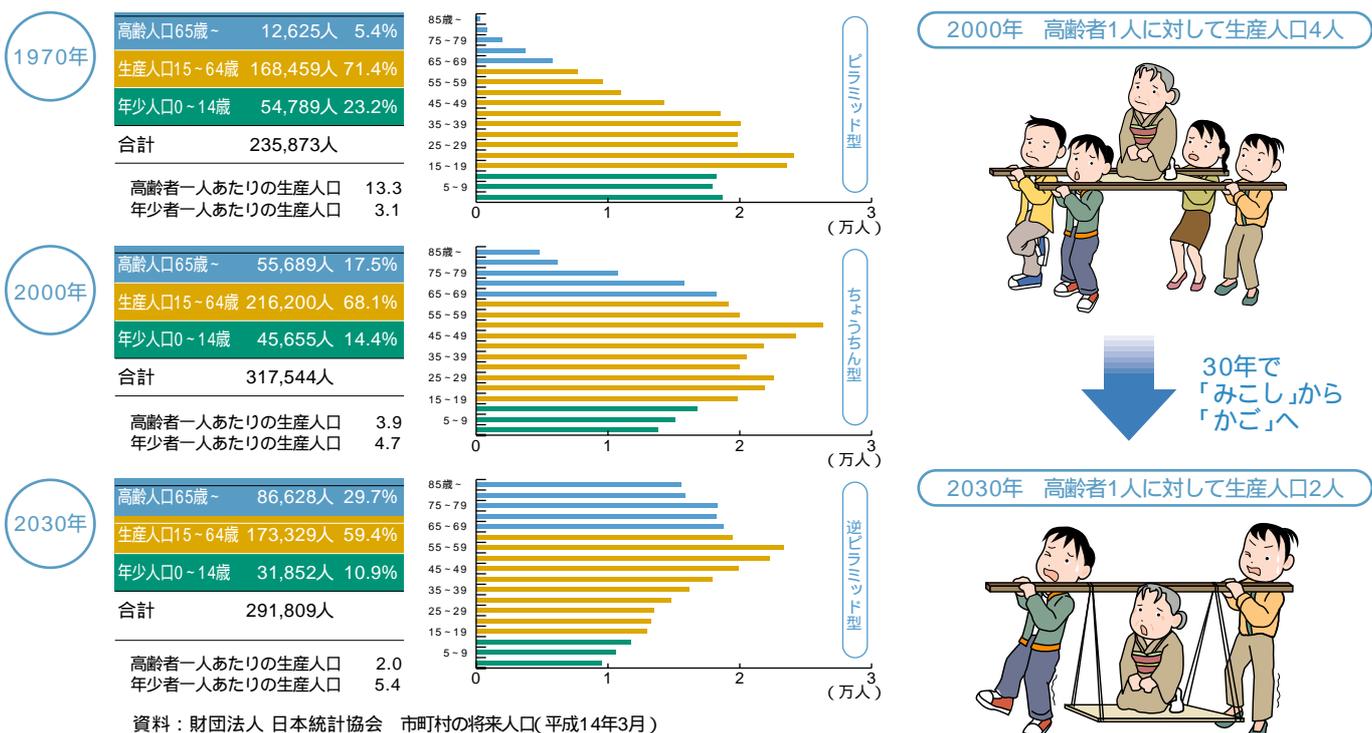


秋田市の人口構造の推移

次に、本市の人口構造の推移について、数値とグラフで確認してみることになります。

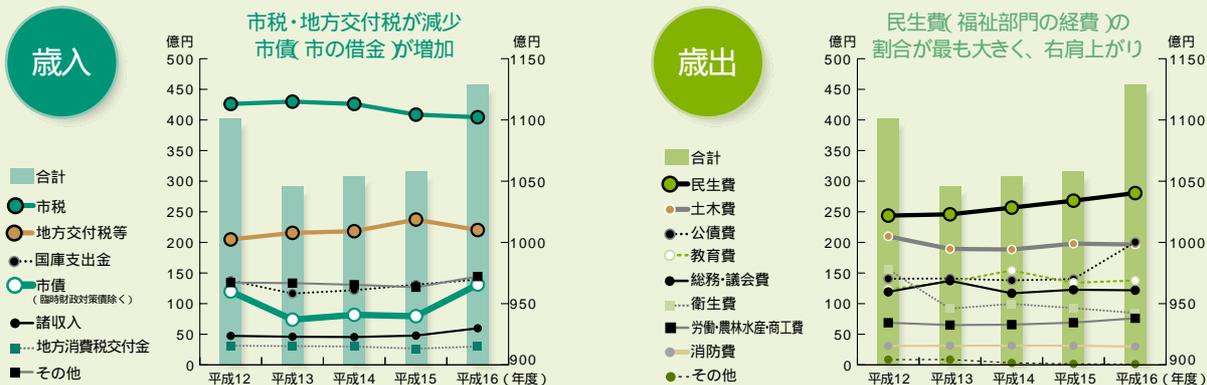
社会福祉基礎構造改革（5ページ参照）があったときの2000年時点、その30年前の1970年時点、また、30年後の2030年の予測を記載しています。

65歳以上の高齢者人口の伸びが著しく大きく、人口構造のスタイルは、ピラミッド型からちょうちん型へ、さらには、逆ピラミッド型へと変化していくことが分かります。



秋田市の財政状況(一般会計)

いわゆる「三位一体改革」の推進により、地方の権限が大幅に拡大されることになりましたが、歳入面では、長引く景気の低迷による税収の落ち込みや、国からの地方交付税の縮減などにより、財源の確保は非常に難しい状況にあります。一方、歳出面においては、雇用情勢の悪化や高齢化の進展により、民生費(福祉部門の経費)が大きく伸びています。今後も、適正な住民サービスを見極め、その重要性や緊急性に基づいた施策の選択をし、将来世代に責任の持てる財政基盤を確立していきます。



()三位一体改革 地方分権を進めるにあたって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うこと。



3 社会福祉基礎構造改革

1997年(平成9年) 社会福祉基礎構造改革の検討がスタート

戦後の復興期、貧困者、戦争による身体障害者、戦災孤児等が急増

少子・高齢化の進展、都市化や核家族化による相互扶助の希薄化、成長型社会の終わりなど、社会環境の大きな変化

行政による、「保護・救済(措置制度)」がおもな目的



社会連帯に基づいた支援の必要性、「利用者本位」の社会福祉へ

1998年(平成10年) 社会福祉基礎構造改革の中間まとめ

改革の理念

「これからの社会福祉の目的は、従来のように限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送っていけるように自立を支援すること」

7つの基本的方向

- サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- 増大する費用の公平かつ公正な負担
- 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

2000年(平成12年) 社会福祉基礎構造改革社会福祉事業法の改正等

社会福祉基礎構造改革のうち、もっとも注目しなければならないのが、社会福祉事業法から社会福祉法への改正です。法律の名称から、「事業」という文言がとれ、目的条文そのものが大きく見直されました。わかりやすいように、追加された部分に、アンダーラインを引いています。

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。



社会福祉事業の実施のための諸規制



利用者のための規定へと見直し



「社会福祉法への改正」のポイント

利用者が自ら福祉サービスを選択し、自立した生活を営むためには、多様なサービスが、利用者の意向に即して総合的に提供されていることが不可欠となります。

しかし、従来の「措置制度」のもとでは、福祉サービスの利用者と提供者の間に直接の契約関係がなく、サービスの内容は、措置権者である行政により決められていたため、利用者の意向を反映した福祉サービスの選択は保障されていませんでした。

そのため、「利用制度」を導入することによって、利用者の選択を保障する仕組みを整備することになりました。

代表的な例として、2000年（平成12年）に始まった「介護保険制度」が挙げられます。介護保険制度では、利用者の選択権、自己決定権が保障されています。また、2003年（平成15年）からは、障害者福祉の分野でも、「支援費制度」が始まっています。

これらの制度は、福祉サービスの利用の仕組みに、「契約」の概念を取り入れることで、消費の仕組みに近づけること、また、「選択」の概念を取り入れることで、競争原理を働かせることなどによって、利用者とサービス提供者との間に、「対等な関係」を確立することをめざしているのです。

しかし、こうした改革には多少の弊害も伴います。一人ひとりの住民の自己責任がいままで以上に大きく問われることになったということです。

すべての社会福祉サービスを必要としている人が「契約」の方法になじむかどうか心配されますし、「対等な関係」が成立しないような何らかの不自由さを抱えている場合も少なくありません。こうしたことにも配慮して、社会福祉事業法から社会福祉法へと改正されました。

社会福祉法への改正のポイント

利用者の立場に立った社会福祉制度の確立
措置制度 選択制度

利用者保護のための制度の確立
サービス選択のための情報提供、地域福祉権利擁護事業、苦情解決の仕組みの導入

サービスの質の向上
事業者によるサービスの自己評価、サービスの第三者評価

社会福祉事業の充実・活性化
社会福祉法人の設立要件の緩和、社会福祉事業の追加

地域福祉の推進

最大の
テーマ



行政側が主体的に、多くの制度やサービスを確立することによって、たくさんの人たちが抱えている、地域社会でのさまざまな生活課題について、解決がはかられていくことは事実です。

そのため、社会福祉 = 行政によるサービス、というイメージをもつ人が多いのかもしれませんが。

しかし、「社会福祉」という言葉の意味を、もう一度確認してみましょう。

2ページでふれたとおり、本市では、「公・共・私の社会的努力」が大切であると思いました。

そして、「社会福祉」 = 「しあわせな生活を実現し持続するために、個人や家庭では解決が難しい生活課題について、公的な制度(公)や、住民同士の相互扶助(共)また、住民一人ひとりの努力(私)によって、解決していこうとする取り組み」とすることにしました。

つまり、社会福祉が行政によるサービスだけではないこ

とを再確認したいということです。

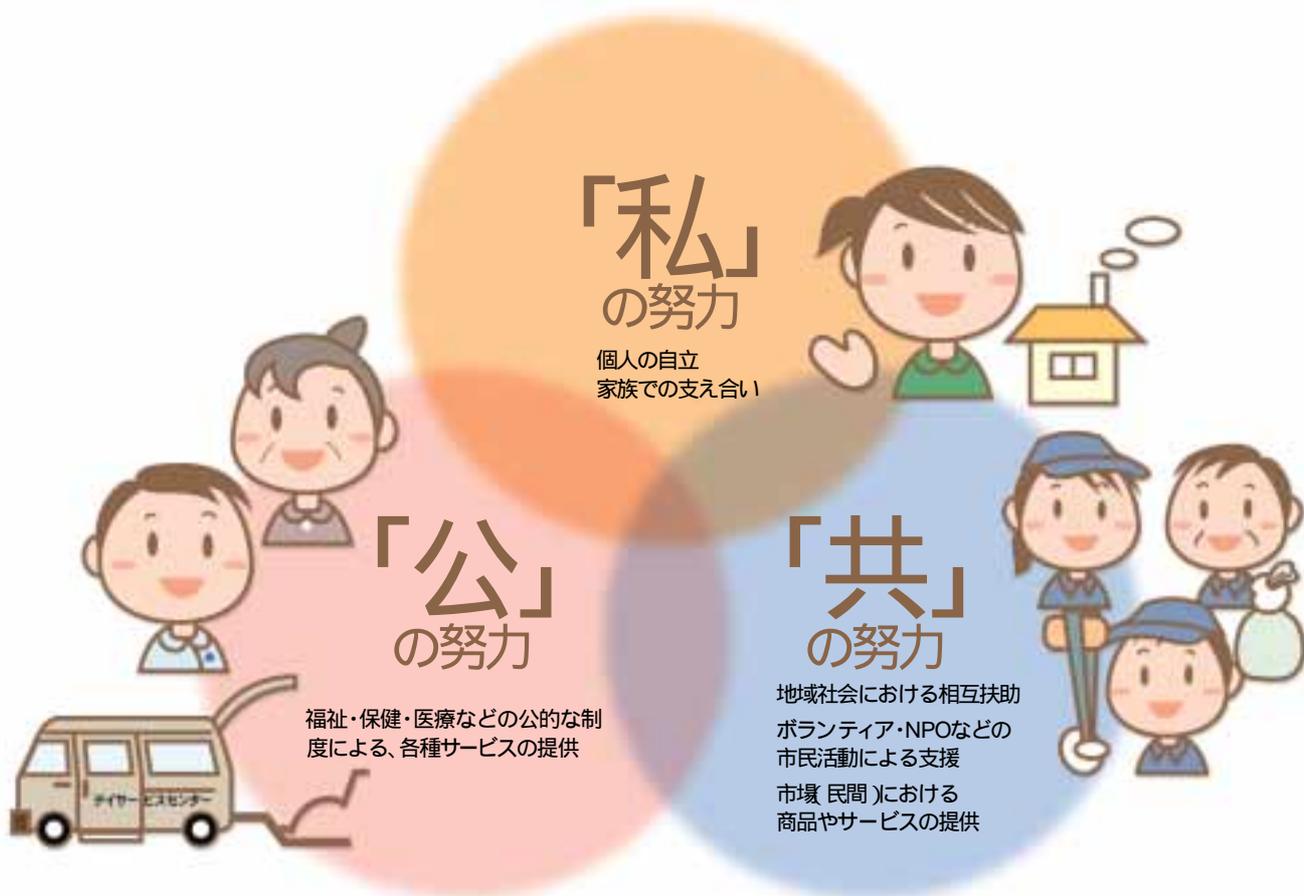
どうということかという、一人の生活課題を抱えた人への支援を考えた場合でも、行政サービスだけではなく、例えば、
 家族・親戚などの身内による手助け
 同じ地域で生活する人々による、地域での相互扶助
 ボランティアやNPOによる支援
 民間の有料サービス

そのほかにも、もっといろいろな支援策が考えられると思います。

「公・共・私の社会的努力」、つまり、行政による支援や個人の自助努力だけではなく、「地域での支え合い・助け合い」があってこそ、社会福祉が充実していくということではないでしょうか。

こうしたことを再認識するためにも、社会福祉基礎構造改革の大きなテーマとして、「地域福祉の推進」が掲げられたのだと考えられます。

課題解決の基本構造





4 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」の策定の大前提にあるのは、2ページで記載したとおり、社会福祉基礎構造改革で、社会福祉法の中にはじめて「地域福祉」という文言が登場したことです。

まずは、厚生労働省では、「地域福祉」をどう定義しているのか、また、社会福祉法の条文の中で、「地域福祉の推進」を実現するために、どのようなことが求められているのかを確認し、その鍵を握ると思われる文言には、アンダーラインを引いてみました。

「地域福祉」とは？（厚生労働省の社会福祉法解説からの抜粋）

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものである。

「地域福祉」の推進で、何をめざすのか？

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

この条文をかみくだいてみると、「地域福祉」の推進で何をめざすかという点、「地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが協力して、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で色々な社会活動に参加できるような社会をつくりましょう」ということと捉えることができると思います。

秋田市のめざす「地域福祉」とは？

このような説明だけでは、少し分かりにくくて、いまひとつピンときません。そこで、もう一度、2ページにもどってみましょう。

本計画では「福祉」＝「しあわせ」としました。そして、みんなで地域福祉について考えていく「未来進行型」の計画書にすることとしました。

ですから、本市では、「地域福祉」＝「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」とすることにします。「地域福祉」の主役は、私たち市民一人ひとりであり、私たち一人ひとりの手による、しあわせを実感できるような住みよい社会づくり、住みよいまちづくりに向けての取り組みが「地域福祉」ということともいえるでしょう。



「地域福祉計画」とは？

社会福祉法第107条では、市町村が策定する地域福祉計画の位置づけと盛り込むべき内容について規定されています。

(市町村地域福祉計画) 平成15年4月1日施行

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

盛り込むべき内容については、第1号から第3号まで箇条書きで示されていて、最低限この3点が明記されていなければ地域福祉計画とはいえないということです。

この中で、「地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とあります。このことは、住民の参加・参画ということに大きなウエイトをかける必要があるということです。

地域福祉の推進のためのキーワード

前ページで、「地域福祉」を推進するために、鍵を握るとされる文言に、アンダーラインを引きました。それらを、キーワードとすることとします。





5 地域福祉計画の位置づけと計画期間

地域福祉計画は、社会福祉法第107条で「地方自治法第2条第4項の基本構想に即して」とありますので、秋田市総合計画の部門別計画とすることとします。

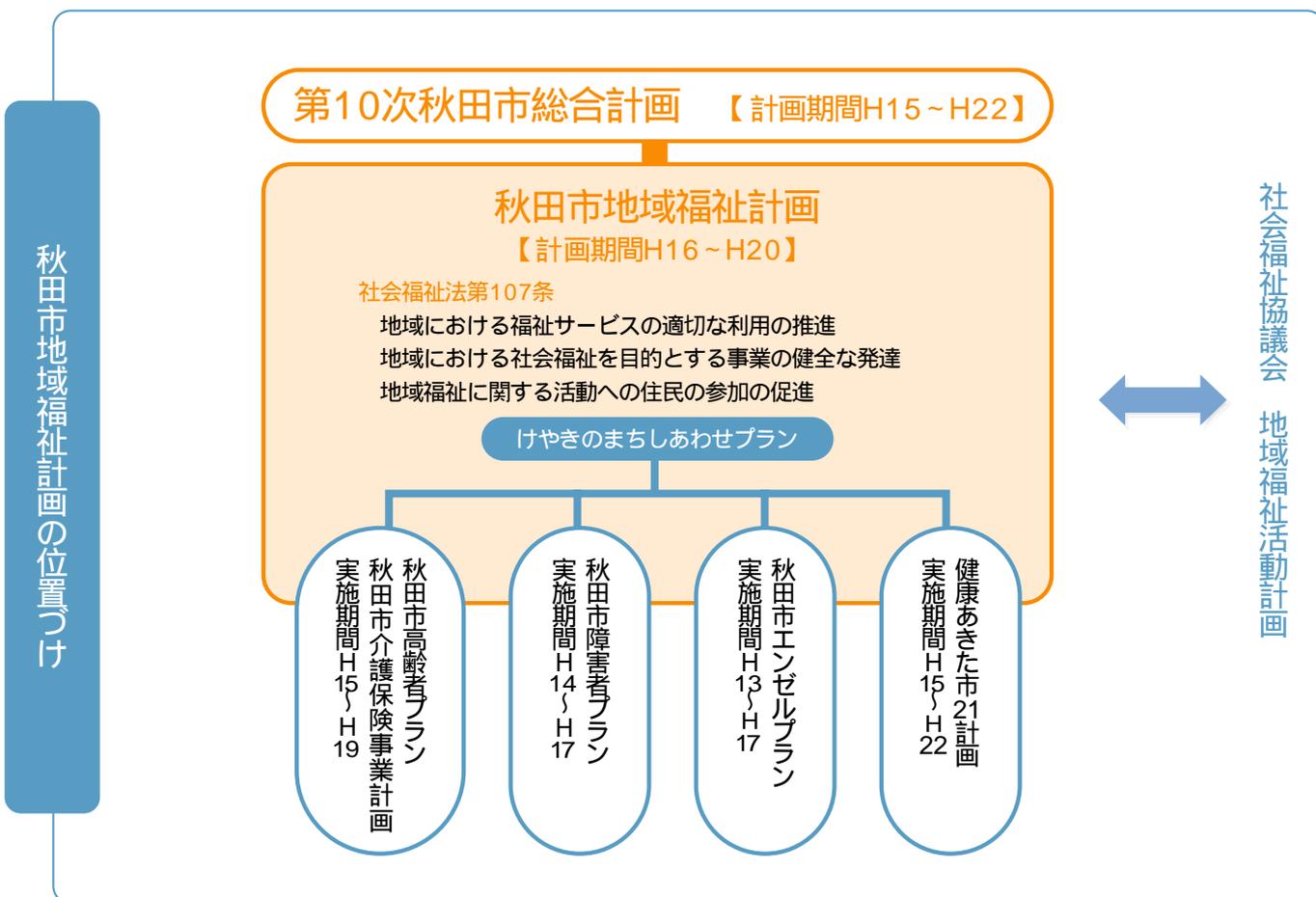
平成15年3月に策定した、「第10次秋田市総合計画」の基本理念は「しあわせ実感 緑の健康文化都市」です。最初に「しあわせ」という文言があります。本計画では、「福祉」＝「しあわせ」と考えることとしましたので、「福祉」が市政の最重要課題であるということがいえると思います。

それでは、本市の保健福祉長期計画「けやきのまちのしあわせプラン」との位置づけについて確認することとします。

「けやきのまちのしあわせプラン」は、平成2年の社会福祉関係八法の改正の中で、平成5年度までに市町村老人保健福祉計画の策定が義務づけられたことを受け、平成6年3月に策定しました。

その後、国の福祉3プランの策定の流れを受けて、分野ごとの保健福祉サービスをより一層充実・強化することを目的に、「秋田市エンゼルプラン」「秋田市高齢者プラン(秋田市介護保険事業計画含む)」「秋田市障害者プラン」「健康あきた市21計画」の部門計画を策定し、この4つのプランをあわせて「けやきのまちのしあわせプラン」とし、総合的・効果的な施策を着実に推進してきました。

新しくつくる地域福祉計画は、特定の人だけではなく、すべての市民を対象に、これまでの各プランを包み込むような計画として、これまでの「けやきのまちのしあわせプラン」を発展的に継承するような上位計画とし、限られた財源の中で、より一層効率的なサービスの提供につとめることとします。なお、必要に応じて、秋田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携もはかることとします。



6

地域福祉計画の基本理念、基本方針へのアプローチ

秋田市地域福祉計画の基本理念、基本方針をかたちづくるにあたっては、これまでの市民福祉の歴史を総括するという観点から、日本国憲法や秋田市民憲章をはじめ、国の内外の法や憲章、宣言に込められた、さまざまな理念や方針を参考にしました。(次ページ参照)

これらのうち、1995年(平成7年)内閣府がとりまとめた「高齢社会対策基本法」は、国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざして、あるべき高齢社会の姿を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本的方向性を示したもので、あらゆる分野に通じる総合的な理念とされています。

また、2000年(平成12年)に、21世紀の世界人類のテーマとして提唱された「国連のミレニアム宣言」には、地域福祉計画の策定に関してキーワードとなるべき文言がかなり盛り込まれていることが確認できます。

1995年(平成7年) 高齢社会対策基本法成立

前文において、

「今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる」と、社会のあるべき姿を提示したうえで、

「高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない」との問題認識を表し、

「社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく」ためには、「国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である」として、立法の趣旨を明らかにしています。

2000年(平成12年) 国連ミレニアム宣言

自由 (Freedom)

男性と女性とはともに、飢餓、暴力、迫害あるいは不公正の犠牲となることなく、尊厳を持って自らの生活を営み、子どもを育てる権利を有する。人々の意思に基づく民主的で参加型の政府は、この権利をもっともよく保障する。

連帯 (Solidarity)

グローバルな課題は、平等と社会正義という基本原則に従い、代価と負担を公正に分配するような方法で管理されなければならない。被害を受けたり、恩恵がもっとも少ない人々には、もっとも恩恵が大きい人々からの助けを受ける資格がある。

自然の尊重 (Respect for nature)

持続可能な開発という指針に従い、すべての生物種と天然資源の管理には、慎重を期さなければならない。このようなやり方でのみ、自然が私たちに与える計り知れない富を保全し、私たちの子孫へと引き継ぐことが可能になる。私たちと子孫の将来の福祉に資するよう、現在の持続不可能な生産と消費のパターンを変えなければならない。

平等 (Equality)

いかなる個人も、いかなる国家も、開発から恩恵を得る機会を否定されてはならない。男女の権利と機会の平等は保障されなければならない。

寛容 (Tolerance)

人間は信条、文化および言語のあらゆる相違において、互いを尊重しなければならない。社会の内部および社会間の相違は、恐怖や迫害の対象とするのではなく、人類の貴重な資産として大切にすべきである。平和の文化とすべての文明間の対話を積極的に促進すべきである。

責任の分担 (Shared responsibility)

世界の経済と社会の発展、および、国際の平和と安全への脅威を管理する責任は、世界中の国々の間で分担し、多角的に遂行しなければならない。世界でもっとも普遍的かつ代表的な機関として、国連は中心的な役割を果たさなければならない。



まず、基本理念、基本方針をかたちづくるにあたって大前提となるのは、地域福祉計画の策定根拠である社会福祉法第107条ですので、これを図の中心に置きました。

そして、「高齢社会対策基本法」や、21世紀の世界人類のテーマとして提唱された「国連ミレニアム宣言」の内容をピックアップし、これらの内容を盛り込んで、本市の地域福祉計画の基本理念、基本方針をかたちづくることとしました。

また、「国のガイドライン（地域福祉計画策定指針）」でも、地域福祉推進の理念と基本目標が設定されていますので、そのことについても確認することにします。

秋田市地域福祉計画の基本理念、基本方針へのアプローチ





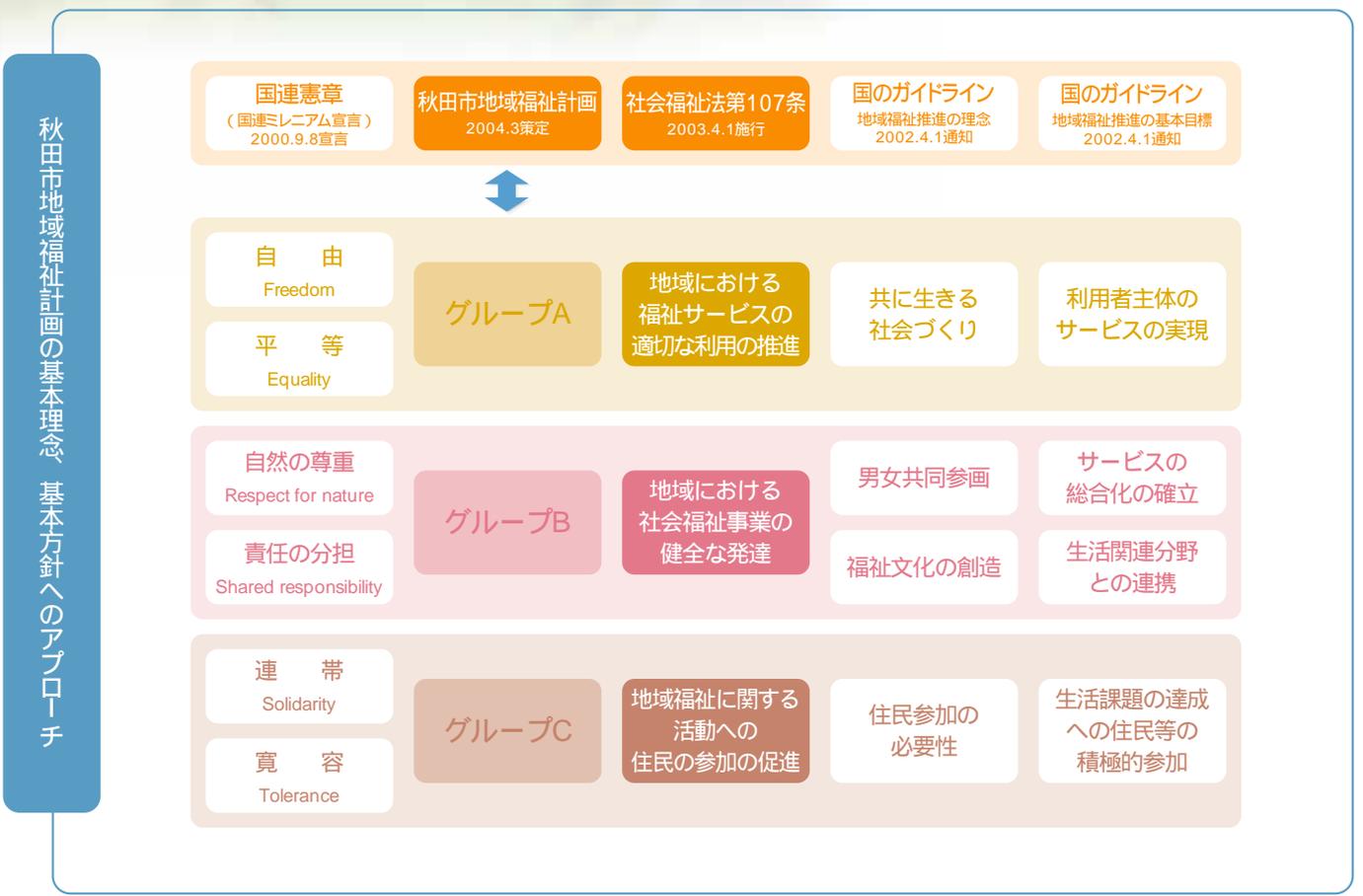
7 基本理念、基本方針、施策の体系イメージ

前ページのアプローチのテーマは、それぞれ数も違うし、横軸も相互関係があるわけではないので、これを整理することとしました。

まずは、社会福祉法第107条は、第1号～第3号で具体的項目が示されていますので、大きく3つにグループ分けすることとしました。

これに基づいて、国のガイドラインの理念と基本目標、そして国連憲章の理念について関連性のあるもの同士、グループの並べ替えをしたのが次の図です。

以上のアプローチに基づいて、秋田市地域福祉計画の基本理念、基本方針について具体的に考えてみることにします。





5つの基本理念と3つの基本方針

1つめのグループ(グループA)ですが、ここは、社会福祉法第107条第1号「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」を中心に、国連ミレニアム宣言からは、「自由」と「平等」、そして国のガイドラインからは、「共に生きる社会づくり」と「利用者主体のサービスの実現」というテーマのもと、「主体的な選択」という基本方針とします。

2つめのグループ(グループB)ですが、ここは、社会福祉法第107条第2号「地域における社会福祉事業の健全な発達」を中心に、国連ミレニアム宣言からは、「自然の尊重」と「責任の分担」、そして国のガイドラインからは、「男女共同参画」と「福祉文化の創造」、「サービスの総合化の確立」と「生活関連分野との連携」というテーマのもと、「公・共・私の責任と役割分担」という基本方針とします。

3つめのグループ(グループC)ですが、ここは、社会福祉法第107条第3号「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」を中心に、国連ミレニアム宣言からは、「連帯」と「寛容」、そして国のガイドラインからは、「住民参加の必要性」と「生活課題の達成への住民等の積極的参加」というテーマのもと、「社会参加と自己実現」という基本方針としました。

また、それぞれの基本方針を達成するために、根底に据える基本理念としては、9ページでピックアップしていた5つのキーワードを掲げることとします。これらの基本理念は、すべてのグループに共通するものとします。

また、国のガイドラインで、計画に盛り込むべき事項が示されていますので、それをグループごとに整理しました。これらのことを踏まえ、本市の地域福祉計画を具体的に構築していくこととします。

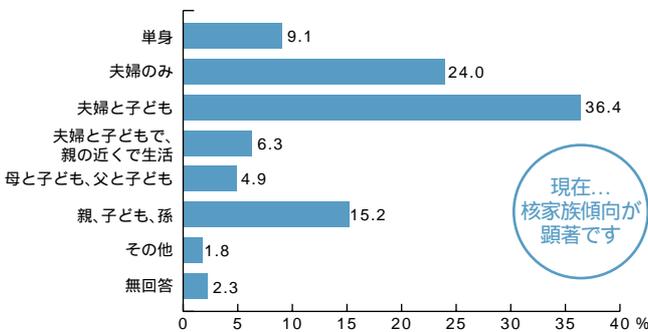


8 市民アンケートの結果

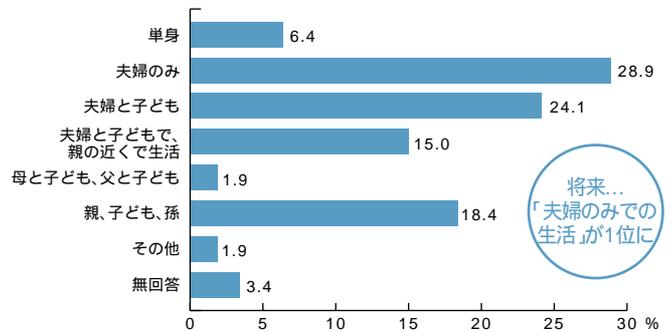
実施期間 平成14年8月5日～8月31日
 対象者 市民5,200人（年齢13階層 男女2,600人ずつ 東・西・南・北・中央ごと）
 有効回答者数 2,559人（49.2%）
 調査項目数 30項目 おもな結果は次のとおり

あなたの家族形態は？

「親、子ども、孫」という三世代以上の家族が15.2%しかなく、圧倒的に核家族傾向であることが分かります



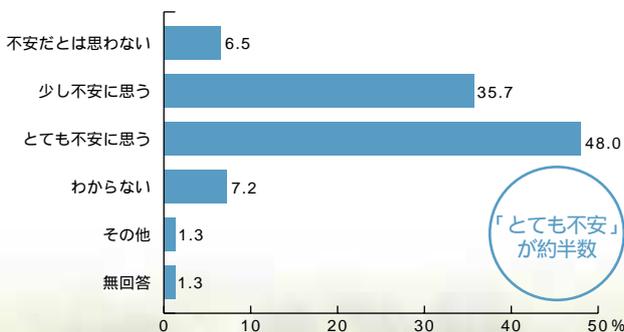
現在の家族形態に比べ、「夫婦のみ」で生活したいという人が、「夫婦と子ども」を抜いて第1位になりました。子どもが独立していくことを容認する傾向にあることがうかがえます。



少子化についての考えは？

「とても不安に思う」が48%、「少し不安に思う」が35.7%で、大多数のかたが少子化に不安を感じています。

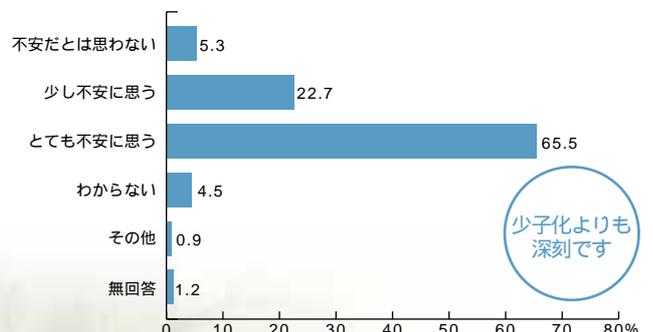
関連して、少子化対策に何が必要かという質問では、1位「妊娠、出産の費用や乳幼児の医療費、教育費などの経済的支援」、2位「職場の子育て支援体制の充実、産休・育児休暇の確保・充実」、3位「延長保育、休日保育、一時保育、病後時保育など、多数な保育サービスの充実」が上位を占めました。



高齢化についての考えは？

「とても不安に思う」が65.5%と半数を超えており、少子化よりも高齢化のことを深刻にとらえているかたが多いようです。

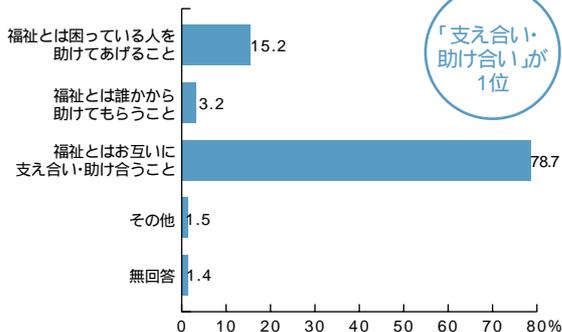
関連して、高齢化対策に何が必要かという質問では、1位「医療費、年金保障などの経済的支援」、2位「老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設など、高齢者関連施設の充実」、3位「介護保険制度の充実」でした。ちなみに若い世代では、「老人クラブをはじめとする、仲間同士の生きがいがづくり」が上位に入り、高齢であってもいきいきと行動していきたいという気持ちがかうかがわれます。





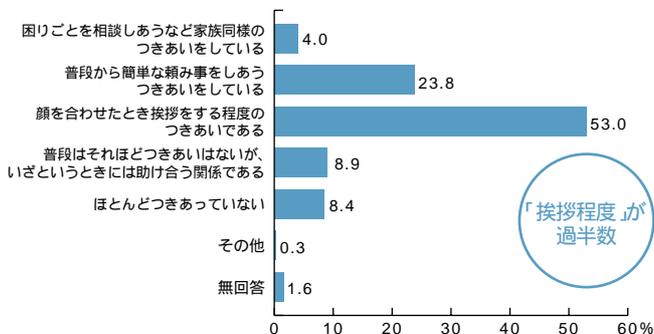
福祉という言葉のイメージは？

「お互いに支え合い・助け合うことだと思っている」が78.7%と圧倒的に多く、「福祉＝支え合い・助け合い」を共通意識として持っていると考えられます。地域福祉を推進していくうえで、必ずしも悲観的な社会状態ではないといえます。地域の中にある「支え合い」の芽をどうふくらませていくかがこれからの課題です。



近所とおつきあいは？

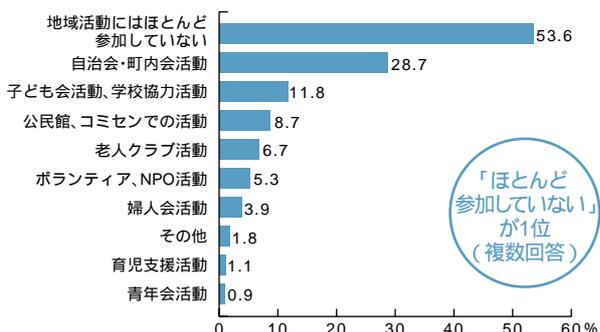
「顔を合わせたとき挨拶をする程度のつきあいである」が過半数を占めており、隣近所との深いつきあいをしている人は少なく、地域でのつながりが希薄化していることが明らかになっています。



どんな地域活動に参加していますか？

「地域活動にはほとんど参加していない」が第1位となっており、この結果からも地域でのつながりが希薄化していることが明らかになっています。

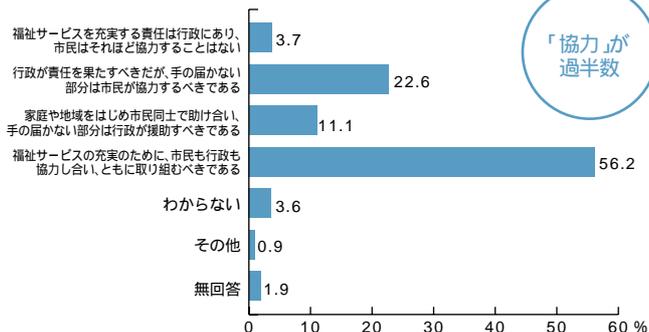
ちなみに、地域活動にほとんど参加していないかたの理由として、「どんな活動があるのかわからない」が上位に入っており、情報さえあれば地域活動への参加をしてみたいという人が多いことがわかりました。



福祉サービスの充実のための市民と行政の関係は？

「福祉サービス充実のために、市民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」という人が半数を超えました。

地域福祉を進めていくうえで重要なテーマである「市民協働」への期待ができると考えられます。

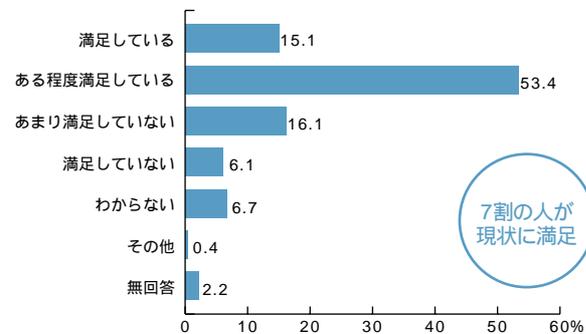


今住んでいる地域社会に満足していますか？

新しい住宅地や郊外型商店街の影響などもあり、私たちのまちの様子や生活環境がだいぶ変わってきています。

このような状況で地域に住む人同士の連携も薄くなってきたのも事実です。

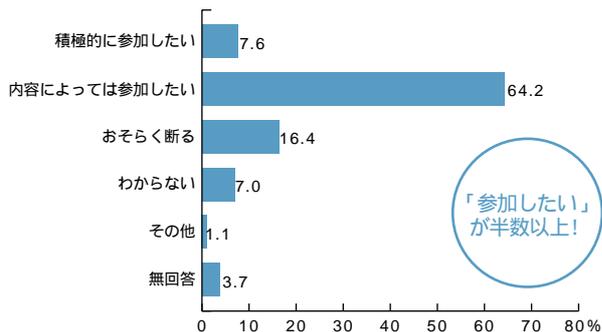
しかし、「ある程度満足している」と「満足している」を合わせると7割近くになります。少子化や高齢化の問題にはやや不安はありつつも、今の地域社会に満足している人も多いようです。



地域活動への参加依頼があった場合、あなたはどうしますか？

「内容によっては参加したい」と思っている人が全体の6割を超えており、きっかけさえあれば、地域活動への参加数は増えると考えられます。

少子化や高齢化には不安があるけれども、ある程度今の地域社会に満足しているかたが多いという状況の中で、みんなで支え合い、ふれあいのある地域をつくるためには、どうしたらいいのかがこれからの大きな課題といえます。



9

地域福祉を推進するためのおもな施策

ボランティアセンター

秋田市では、平成6年度から秋田市社会福祉協議会に委託し、「秋田市ボランティアセンター」を開設しています。専属のボランティアコーディネーター1名を配置し、いつでも誰でも福祉ボランティアに参加できるように支援しています。

秋田市ボランティアセンターでは、はじめてボランティア活動に参加する人へのサポートはもちろん、現在活動している人への相談や援助を行い、無理せずボランティア活動を続けられるように支援しています。

受付時間 8:30～17:15

(土は登録業務のみ、日・祭日休館)

所在地 八橋南一丁目8番2号老人福祉センター内

TEL.862-9774 FAX.863-6068

ボランティアをはじめとする市民活動は、これまでどちらかという、「人のため、社会のために」という慈善や奉仕の面でとらえられがちでしたが、本来、他人から強制されるものではなく、自分で考え、自分のできることを自ら進んで実践するということが大切にされなければいけません。そして、「自分のために」という自己実現の喜びにつなげていくことも重要です。また、市民活動は人と人とを結びつけ、支え合う力も養います。

本計画のめざす「支え合いの社会」をはぐくんでいくためにも、市民活動がこれまで以上に地域社会全体に広がっていくことをめざしていきます。

ボランティアの語源

もともとは、ラテン語「voluntas」で「自由意思」という意味。英語「volunteer」には、「志願兵、有志」という意味のほかに、「を進んで提供する」「進んでする」という意味があります。

ボランティアの理念

自発性・自主性

まわりの人から強制されるのではなく、自分の考えで積極的に活動すること

無償性・無給性

お金や利益を求める活動ではなく、お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動

社会性・連帯性

だれもが幸せに暮らしていけるように、みんなで協力し支え合い、学びあう活動

創造性・先駆性

今、社会で何が求められているのかを考えながら、よりよい社会を自分たちの手で創る活動



市民活動促進基本方針

市民主体の独自性あるまちづくりを担う各種の市民活動を促進するため、平成16年3月に「秋田市市民活動促進基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づいて、市民活動促進のための各種の施策を検討・展開し、市民一人ひとりが各種の市民活動に参加しやすい環境をつくっていきます。そして、市民と行政が対等の立場、同じ目線のもと、互いに持てる力を出し合うことのできる市民協働型のまちづくりをめざしていきます。

市民活動促進の目的

- (1) 市民活動を通じた自己実現のサポート
- (2) 新たなコミュニティと人的ネットワークづくり
- (3) 市民協働によるまちづくりへの布石

市民公聴条例

市民公聴条例(仮称)は、政策形成の過程等において、市民の意見を反映させる一定のルールを確立することを目的とした理念条例・政策基本条例として考えているものです。

この条例により、市民の持つ多様な意見、情報、専門的知識などを提案または提供できる機会を確保することにより、市民と行政がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働する地域社会の形成に寄与することが可能になると考えています。

なお、条例の制定は平成16年度中を予定しています。

市民活動センター

秋田駅東口の、秋田拠点センター「ALVE (アルヴェ)」は、市民と行政の協働を実現する場をめざしています。公共棟「秋田市民交流プラザ」の市民活動センターでは、市民一人ひとりの社会貢献などを促し、市民活動を支援するための情報提供を行うとともに、市民活動基礎講座(ボランティア養成講座)、スキルアップ講座、講師養成講座などを開催します。



秋田市民交流プラザ

きらめき広場

1階～5階吹き抜けの室内広場。お祭りや展示会などさまざまなイベントに利用できます。開館時間は午前9時～午後10時。

市民サービスセンター(1階)

秋田駅にある市民サービスセンターを移転し、取り扱い業務を充実させ、住民票の交付、転入転出の受付などの窓口サービスも実施します。開館時間は午前9時～午後7時。

市民活動センター(3・4階)

市民活動に関する情報の収集や交換などができるスペースや和・洋室、調理室などがあります。開館時間は午前9時～午後10時。

自然科学学習館(4・5階)

「生物」「自然」「宇宙」をテーマに、楽しく学べる企画展示やワークショップを開催します。開館時間は午前9時～午後7時。

子ども未来センター(5階)

子育て総合センターが移転します。子育て相談、育児サークルの支援、情報提供など、子育ての総合的な支援を行います。保育室やプレイルームなどがあり、子どもを遊ばせながら親同士の情報交換が行えます。開館時間は午前9時～午後7時。



民間棟

商業、ホテル、シネマコンプレックス、福祉施設など

福祉施設(5階)

在宅介護支援センター
高齢者デイサービスセンター
身体障害者デイサービスセンター

シネマコンプレックス
(5スクリーン)

機械室

駐車場
(3階4層 / 320台)

秋田市民交流プラザ

民間高層棟

民間低層棟

駐車場棟



行政評価システム

市民が行政サービスを納得して受けられるように、事業の目的や必要性、効果などの適否を判断するための、必要かつ十分な情報をわかりやすく提供します。そして、PDCA (PLAN-DO-CHECK-ACTION:計画-実行-評価-改善行動)の業務改善サイクルに基づいた行政運営につとめます。

市民協働プロジェクト

「自助・共助・公助」のバランスのあり方を見つめ直し、市民と行政のパートナーシップを構築していきます。

分権推進プロジェクト

国・県と秋田市との関係を見つめ直し、市民の主体的な参加・参画によって、真の地方自治の確立をめざしていきます。

ワークショップ(協働作業による、学びの場)

できるだけ多くの市民のみなさんから、地域福祉計画の策定に参加・参画していただくために、「ワークショップ(協働作業による、学びの場)」を実施しました。平成15年度は、市内36地区で全部で67回開催し、延べ1,753人から参加していただきました。いただいたご意見は、次のとおりで、計画づくりに大いに参考になりました。



新屋勝平地区のワークショップ

分野	件数	分野	件数
健康・年金・医療	97	環境	147
子ども・子育て・教育	119	防災	43
高齢者・介護	231	情報提供	44
障害者	21	ボランティア	27
町内会・地域活動	305	その他・暮らし一般	188
まちづくり	331	合計	1,553

ワークショップは、次のようなことを重点的に、継続して実施することとします。

- 計画の進捗状況の評価、計画内容の見直し
- 地域ごとの目標づくり(地区別地域福祉計画)
- 真に必要なサービスの構築

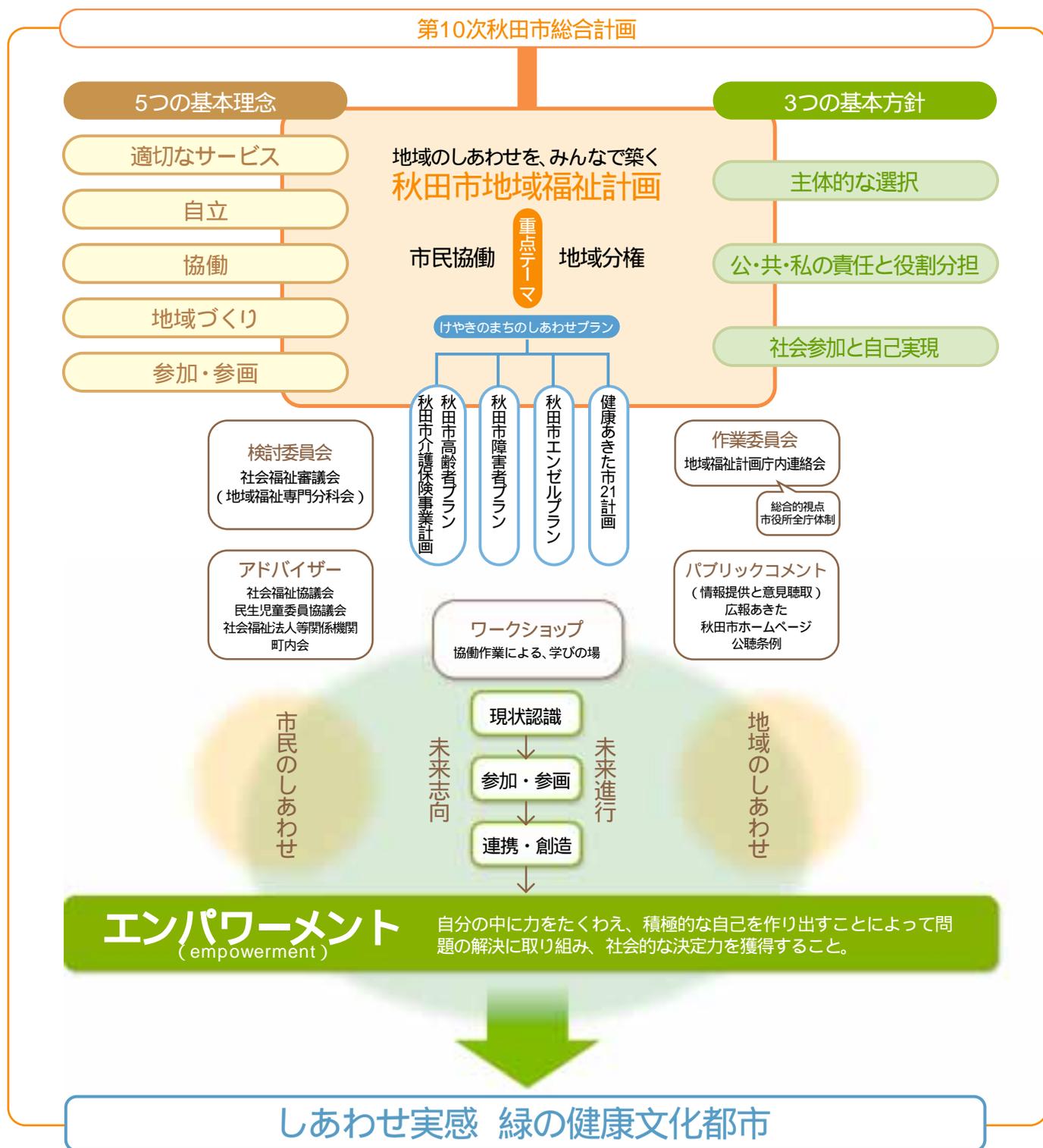
また、地域単位の画一的な開催方法だけではなく、参加しやすいように、年齢別・職種別にすることや、地域の実状や要望に合わせてテーマを絞り込むなど、会のあり方については柔軟に変えていくこととします。



10

秋田市地域福祉計画のめざす方向性

地域福祉計画の策定によって、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワーメント」をはかり、「市民協働」「地域分権」の社会づくりをめざします。そして、市政推進の基本となる、第10次秋田市総合計画の基本理念、「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を実現していくこととします。





【平成16年3月策定】

「秋田市地域福祉計画」
概要版

【編集・発行】

秋田市福祉保健部福祉総務課

〒010-8560秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018 866 2092 FAX 018 866 2417

ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/mn/>